

令和8年大府市条例一覧

公布日 令和8年3月23日

- 第 1 号 大府市行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 2 号 大府市公契約基本条例の一部を改正する条例
- 第 3 号 大府市職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 4 号 大府市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 号 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 大府市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 大府市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 8 号 大府市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第10号 大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例
- 第11号 大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第12号 大府市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第13号 大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大府市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第1号

大府市行政手続条例の一部を改正する条例

大府市行政手続条例（平成11年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあ</p>

改正後	改正前
<p>「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>るのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大府市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（大府市行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

大府市公契約基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第2号

大府市公契約基本条例の一部を改正する条例

大府市公契約基本条例（平成30年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>中小受託者</u> 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。</p> <p>(5) 受注者等 受注者及び<u>中小受託者</u>をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(適正な労働条件の確保)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 受注者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）、<u>製造委託等に係る中</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>下請負者</u> 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。</p> <p>(5) 受注者等 受注者及び<u>下請負者</u>をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(適正な労働条件の確保)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 受注者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）、<u>下請代金支払遅延等</u></p>

改正後	改正前
<p><u>小受託事業者</u>に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、<u>中小受託者</u>との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>（市内事業者の活用）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 受注者等は、公契約に係る業務について、<u>中小受託者</u>を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。</p>	<p><u>防止法</u>（昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、<u>下請負者</u>との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>（市内事業者の活用）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 受注者等は、公契約に係る業務について、<u>下請負者</u>を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大府市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第3号

大府市職員定数条例の一部を改正する条例

大府市職員定数条例（昭和45年大府市条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の数は、次の各号ごとに、定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間（大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大府市条例第2号）第2条第3項又は第5項の規定により定められた勤務時間をいう。）の総数を、同条第1項に規定する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員（社会福祉事務所の職員65人を含む。） <u>560</u> 人</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の数は、次の各号ごとに、定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間（大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大府市条例第2号）第2条第3項又は第5項の規定により定められた勤務時間をいう。）の総数を、同条第1項に規定する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員（社会福祉事務所の職員65人を含む。） <u>550</u> 人</p> <p>(2)～(8) 略</p>

改正後	改正前
2～4 略	2～4 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大府市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第4号

大府市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例

大府市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（昭和56年大府市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
市長	<u>1,079,000円</u>	市長	<u>1,064,000円</u>
副市長	<u>892,000円</u>	副市長	<u>879,000円</u>
教育長	<u>801,000円</u>	教育長	<u>790,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第5号

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	<u>558,000円</u>	議長	<u>550,000円</u>
副議長	<u>504,000円</u>	副議長	<u>497,000円</u>
常任委員長	<u>480,000円</u>	常任委員長	<u>473,000円</u>
議会運営委員長	<u>480,000円</u>	議会運営委員長	<u>473,000円</u>
議員	<u>470,000円</u>	議員	<u>463,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大府市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第6号

大府市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市職員の退職手当に関する条例（昭和50年大府市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続きて職員となった<u>場合で、市長が規則で定め</u>るときにおけるその者の職員以外の地方公務員等として引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間として計算するものとする。ただし、退職によ</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続きて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等として引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退</p>

改正後	改正前
<p>り、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>6～9 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大府市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に職員となった者について適用し、同日前に職員となった者については、なお従前の例による。

大府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第7号

大府市手数料条例の一部を改正する条例

大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表（第3条関係） (1)～(15) 略 <u>(16) 小学生の早朝の居場所づくり事業手数料</u>	別表（第3条関係） (1)～(15) 略																		
<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>小学生の早朝の居場所の提供</td><td>学期</td><td>1,000円</td></tr></tbody></table>	種類	単位	金額	小学生の早朝の居場所の提供	学期	1,000円													
種類	単位	金額																	
小学生の早朝の居場所の提供	学期	1,000円																	
備考 <u>納入通知書又は口座振替により徴収する。</u>																			
<u>(17) 略</u>	(16) 略																		
<u>(18) 子育て短期支援手数料</u>	(17) 子育て短期支援手数料																		
<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>2 2歳以上18歳未満の者(慢性疾</td><td>1日</td><td>2,770円</td></tr></tbody></table>	種類	単位	金額	略	略	略	2 2歳以上18歳未満の者(慢性疾	1日	2,770円	<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>2 2歳以上18歳未満の者(慢性疾</td><td>1日</td><td>2,750円</td></tr></tbody></table>	種類	単位	金額	略	略	略	2 2歳以上18歳未満の者(慢性疾	1日	2,750円
種類	単位	金額																	
略	略	略																	
2 2歳以上18歳未満の者(慢性疾	1日	2,770円																	
種類	単位	金額																	
略	略	略																	
2 2歳以上18歳未満の者(慢性疾	1日	2,750円																	

改正後			改正前		
患の者を除く。)に対する支援			患の者を除く。)に対する支援		
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表(18)子育て短期支援手数料の規定は、この条例の施行の日以後に実施する支援に係る手数料から適用し、同日前に実施した支援に係る手数料については、なお従前の例による。

大府市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第8号

大府市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大府市子ども医療費助成に関する条例（昭和48年大府市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（附加給付規定に基づき給付された額を含む。）と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を子ども医療費（以下「医療費」という。）として助成する。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（附加給付規定に基づき給付された額を含む。）と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を子ども医療費（以下「医療費」という。）として助成する。<u>ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもの通院に係る医療に関する給付が行われた場合においては、医療保険自己負担額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を医療費として助成す</u></p>

改正後	改正前
2 略	る。 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の大府市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第9号

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大府市国民健康保険税条例（昭和45年大府市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,000</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,500</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の</u></p>

改正後	改正前
<p>2.6を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(低所得者に係る国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同</p>	<p>2.5を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(低所得者に係る国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>21,700円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税</p>	<p>じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>20,650円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税</p>

改正後	改正前
<p>義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>15,500円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>6,200円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(未就学児に係る国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当</p>	<p>義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>14,750円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>5,900円</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(未就学児に係る国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当</p>

改正後	改正前
<p>該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第23条第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,650円</u></p> <p>イ 第23条第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,750円</u></p> <p>ウ 第23条第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,500円</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第23条第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,425円</u></p> <p>イ 第23条第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,375円</u></p> <p>ウ 第23条第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,750円</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第10号

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例

大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) みなし大企業 中小企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。</u></p> <p><u>ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業</u></p> <p><u>イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業</u></p> <p><u>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

改正後	改正前
<p>エ <u>発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している企業</u></p> <p>オ <u>アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業</u></p> <p>(11) <u>大企業 中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長は、前項の奨励措置のいずれかを受ける事業者に対し、予算の範囲内において、<u>ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金を交付することができる。</u></p>	<p>(10)・(11) 略</p> <p>(12) <u>雇用基準日 立地する工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）から起算して1年を経過した日をいう。</u></p> <p>(13) <u>新規常用雇用従業員 常用の従業員のうち、操業日の6か月前から引き続き市内に住所を有する者で、操業日の6か月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用されたものをいう。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長は、前項の奨励措置のいずれかを受ける事業者に対し、予算の範囲内において、<u>次に掲げる奨励措置を講ずることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(対象事業者)</p> <p>第4条 前条第1項第1号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>良好な雇用環境の整備に努めること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 前条第1項第2号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第1号及び第3号から第5号までに規定する要件に該当すること。</u></p> <p>(工場等立地促進奨励金の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 工場等立地促進奨励金の額は、<u>立地する工場等が操業を開始した日以後</u>に当該工場等に係る固定資産税を最初に課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から3年間における各年度の固定資産税に相当</p>	<p>(1) <u>工場等緑化促進奨励金の交付</u></p> <p>(2) <u>透水性舗装等促進奨励金の交付</u></p> <p>(3) <u>雇用促進奨励金の交付</u></p> <p>(4) <u>ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金の交付</u></p> <p>(対象事業者)</p> <p>第4条 前条第1項第1号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 前条第1項第2号に規定する奨励措置を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第1号、第3号及び第4号に規定する要件に該当すること。</u></p> <p>(工場等立地促進奨励金の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 工場等立地促進奨励金の額は、<u>操業日以後</u>に当該工場等に係る固定資産税を最初に課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から3年間における各年度の固定資産税に相当する額とする。</p>

改正後	改正前
<p>する額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(高度先端産業立地促進奨励金の交付)</p> <p>第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、高度先端産業立地促進奨励金を交付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>立地する工場等における常用の従業員が5人以上増加すること。</u></p> <p>2 高度先端産業立地促進奨励金の額は、課税初年度の固定資産税に相当する額に3を乗じた額又は当該工場等の立地に係る固定資産取得費用の10パーセント <u>(みなし大企業は、8パーセント)</u> に相当する額のいずれか低い額とする。ただし、10億円を限度とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>3 略</p> <p>(高度先端産業立地促進奨励金の交付)</p> <p>第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、高度先端産業立地促進奨励金を交付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>立地する工場等に新たに常用の従業員を5人以上雇用していること。</u></p> <p>2 高度先端産業立地促進奨励金の額は、課税初年度の固定資産税に相当する額に3を乗じた額又は当該工場等の立地に係る固定資産取得費用の10パーセントに相当する額のいずれか低い額とする。ただし、10億円を限度とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>(工場等緑化促進奨励金の交付)</u></p> <p>第9条 <u>市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、工場等緑化促進奨励金を交付する。ただし、当該工場等が工場立地法(昭和34年法律第24号)の届出を要する場合を除く。</u></p> <p><u>(1) 操業日までに工場等の敷地面積の10パーセント以上の面積を緑地として整備していること。</u></p> <p><u>(2) 規則で定める基準を満たしていること。</u></p>

改正後	改正前
<p>第10条 削除</p>	<p><u>(3) 規則で定める補助を受けていないこと。</u></p> <p><u>2 工場等緑化促進奨励金の額は、前項第1号の緑地のうち、敷地の境界から連続して配置されている緑地の整備に要した額又は規則で定める基準額のいずれか低い額の2分の1とする。ただし、200万円を限度とする。</u></p> <p><u>(透水性舗装等促進奨励金の交付)</u></p> <p>第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、透水性舗装等促進奨励金を交付する。</p> <p><u>(1) 操業日までに透水性舗装その他の規則で定める設備（以下「透水性舗装等」という。）を設置していること。</u></p> <p><u>(2) 規則で定める補助を受けていないこと。</u></p> <p><u>2 透水性舗装等促進奨励金の額は、当該透水性舗装等の整備に要した額の2分の1とする。ただし、200万円を限度とする。</u></p> <p><u>(雇用促進奨励金の交付)</u></p>
<p>第11条 削除</p> <p>附 則</p>	<p>第11条 市長は、指定事業者が新規常用雇用従業員を雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用しているときは、雇用促進奨励金を交付する。</p> <p><u>2 雇用促進奨励金の額は、新規常用雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額とする。ただし、年額300万円を限度とする。</u></p> <p><u>3 雇用促進奨励金は、新規常用雇用従業員を2年以上継続して雇用した場合は、2年間交付する。</u></p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。</p>	<p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市産業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請を行う事業者について適用し、同日前に指定の申請を行った事業者については、なお従前の例による。

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第11号

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年大府市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	区域	名称	区域
大府長草工業地区 整備計画区域	略	大府長草工業地区 整備計画区域	略
大府長草西部工業 地区整備計画区域	<u>知多都市計画大府長草西部工業地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域</u>		
別表第2（第4条―第9条関係）		別表第2（第4条―第9条関係）	
対象区域	制限	対象区域	制限
名称 計画		名称 計画	

改正後				改正前			
	地区				地区		
大府長草 工業地区 整備計画 区域	略	略	略	大府長草 工業地区 整備計画 区域	略	略	略
大府長草 西部工業 地区整備 計画区域	A地 区	用途の 制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築しては ならない。 1 工場又は研究施設 2 倉庫 3 次に掲げる用途に供する建築物（前2号の 建築物に関連するものに限る。） （1）事務所 （2）自動車車庫 （3）保育所 （4）守衛室その他これに類する施設の管 理上必要となる建築物 4 前各号の建築物に附属するもの				
		容積率	10分の20				

改正後				改正前			
		<u>の最高 限度</u>					
		<u>建蔽率</u>	<u>10分の6</u>				
		<u>の最高 限度</u>					
		<u>敷地面 積の最 低限度</u>	<u>5,000平方メートル</u>				
		<u>壁面の 位置の 制限</u>	<p><u>後退距離は、4メートル以上でなければなら ない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建 築物又は建築物の部分については、この限りで ない。</u></p> <p><u>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さ の合計が12メートル以下である建築物又は 建築物の部分</u></p> <p><u>2 守衛室及び自転車置場その他これらに類 する用途に供する建築物又は建築物の部分 のうち、軒の高さが3メートル以下で、かつ、 後退距離の限度に満たない部分の床面積の</u></p>				

改正後				改正前			
			合計が15平方メートル以内であるもの				
<u>B地区</u>	<u>用途の制限</u>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 倉庫</p> <p>2 <u>次に掲げる用途に供する建築物（前号の建築物に関連するものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>自動車車庫</u></p> <p>(2) <u>保育所</u></p> <p>(3) <u>守衛室その他これに類する施設の管理上必要となる建築物</u></p> <p>3 <u>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2及び令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</u></p> <p>4 <u>事務所</u></p> <p>5 <u>前各号の建築物に附属するもの</u></p>					
	<u>容積率</u>	<u>A地区に同じ。</u>					

改正後			改正前			
C地区	の最高 限度					
	建蔽率 の最高 限度	A地区に同じ。				
	壁面の 位置の 制限	A地区に同じ。				
	用途の 制限	B地区に同じ。				
	容積率 の最高 限度	A地区に同じ。				
	建蔽率 の最高 限度	A地区に同じ。				
壁面の 位置の 制限	後退距離は、1メートル以上でなければなら ない。					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、知多都市計画大府長草西部工業地区計画に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 大府長草西部工業地区整備計画区域に係る都市計画法第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告(同項の規定による公共施設に関する工事の完了の公告がある場合には、当該公告)があるまでの間における改正後の大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第2大府長草西部工業地区整備計画区域の項の規定の適用については、同項中「10分の20」とあるのは、「10分の5」とする。
- 3 大府長草西部工業地区整備計画区域に係る都市計画法第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告があるまでの間における改正後の条例別表第2大府長草西部工業地区整備計画区域の項の規定の適用については、同項中「10分の6」とあるのは、「10分の3」とする。

大府市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第12号

大府市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>空家等及び類似空家等の立入調査等</u>)</p> <p>第9条 市長は、<u>空家等又は類似空家等の所在及び当該空家等又は類似空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等又は類似空家等</u>に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市長は、<u>法第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の規定の施行に必要な限度において、空家等又は類似空家等の所有者等</u>に対し、当該<u>空家等又は類似空家等</u>に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、<u>空家等又は類似空家等と認められる場所</u>（<u>空家等については、敷地に限る。以下この条において同じ。</u>）に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を<u>空家等又は類似空家等</u>と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前ま</p>	<p>(<u>類似空家等の立入調査等</u>)</p> <p>第9条 市長は、<u>類似空家等の所在及び当該類似空家等の所有者等を把握するための調査その他類似空家等</u>に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市長は、第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の規定の施行に必要な限度において、<u>類似空家等の所有者等</u>に対し、当該<u>類似空家等</u>に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、<u>類似空家等と認められる場所</u>に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を<u>類似空家等</u>と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該</p>

改正後	改正前
<p>でに、当該<u>空家等又は類似空家等</u>の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p><u>類似空家等</u>の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p>
<p>4 第2項の規定により<u>空家等又は類似空家等</u>と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>4 第2項の規定により<u>類似空家等</u>と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>5 略</p> <p>(<u>空家等及び類似空家等</u>の所有者等に関する情報の利用等)</p>	<p>5 略</p> <p>(<u>類似空家等</u>の所有者等に関する情報の利用等)</p>
<p>第10条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名<u>その他空家等又は類似空家等</u>の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p>	<p>第10条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名<u>その他類似空家等</u>の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p>
<p>2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>空家等又は類似空家等</u>に工作物を設置している者その他の者に対して、<u>空家等又は類似空家等</u>の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(関係機関等との連携)</p>	<p>2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>類似空家等</u>に工作物を設置している者その他の者に対して、<u>類似空家等</u>の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(関係機関等との連携)</p>
<p>第11条 略</p> <p>2 市長は、法第10条第3項若しくは前条第2項の規定に基づく提供又は前</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 市長は、法第10条第3項若しくは前条第2項の規定に基づく提供又は前</p>

改正後	改正前
<p>項の規定に基づく協力を得るために、当該提供又は協力を求める相手方に対して、次に掲げる情報を提供することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第13条第1項の規定による指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容</u></p> <p><u>(3)～(5) 略</u></p> <p>(過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。<u>ただし、当該報告又は立入調査が法第13条第1項又は第2項に係るものであるときを除く。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>項の規定に基づく協力を得るために、当該提供又は協力を求める相手方に対して、次に掲げる情報を提供することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p> <p>(過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第13号

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲</p>

改正後

内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については、1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) 略

4 略

別表（第5条関係） 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>

改正前

内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については、1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）

(2)～(6) 略

4 略

別表（第5条関係） 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>

改正後				改正前			
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大府市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。